《法務局からのお知らせ》

乙号 新務の包括的民間委託のついて

さいたま地方法務局では、「競争の導入による公共サービスの改革 に関する法律(平成18年法律第51号)」に基づいた包括的民間委 託を開始し、登記簿等の公開に関する事務(乙号事務)を委託して 行っております。

令和6年10月1日(火)から<u>さいたま地方法務局全庁</u>の上記の 事務を 一般財団法人民事法務協会 が行うことになりました。

お客様の申請手続につきましては、今までどおり変更はありませんが、登記事項証明書等の発行及び閲覧業務の御質問、御相談は、 上記受託事業者がお受けいたしますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。上記受託事業者の各庁専用ダイヤルは、「さいたま地方法務局管内法務局一覧」における各庁の(不動産、商業、法人登記事項証明書等【専用】)記載の電話番号を御利用願います。

※民間委託する事務について

登記所が行っている事務のうち、登記事項証明書、印鑑証明書、地図の写し等の 交付に係る事務や登記簿、地図等の閲覧に関する事務を民間委託しています。

さいたま地方法務局